

障害福祉分野に係る事業分野別指針の一部を改正する件について (概要)

1. 改正の趣旨

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、障害福祉分野に係る事業分野別指針（平成28年厚生労働省告示第283号）の一部を改正する。

2. 改正の内容

改正法による中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）の一部の改正に伴い、同法の規定を引用している条文について、条項ずれの手当てを行う。

3. 根拠法令

中小企業等経営強化法第16条第1項及び第3項

4. 適用期日等

告示日：令和3年6月16日

適用期日：告示日（改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日）